

第一号様式(第三条関係)

(表 紙)

(表紙内側)

7センチメートル	← 11.5センチメートル →
	動 力 車 操 縦 者 運 転 免 許 証 国 土 交 通 省

注 意 事 項 1 運転免許証を滅失し、又は毀損したときは、再交付を受けること。 2 氏名に変更を生じたときは、遅滞なく、当該変更の事実を証明する書類を添えて、記載事項変更の記入の申請をすること。 3 次の場合には、遅滞なく、運転免許証を返納すること。 ア 運転免許が取り消されたとき。 イ 運転免許証の再交付を受けたとき。 4 運転免許が停止されたときは、遅滞なく、運転免許証を提出すること。	
---	--

(表)

交付 年 月 日 (再交付 年 月 日)		
地方運輸局長		印
運 転 免 許 の 条 件		

写
真

スタンプ

氏 名

年 月 日生

運 転 免 許 の 種 類	運 転 免 許 の 番 号 及 び 年 月 日	地 方 運 輸 局 印

(裏)

記載事項変更記入欄			
変更年月日	変 更 項 目	変 更 事 項	地 方 運 輸 局 印

備 考	
--------	--

備 考 備考欄には、第14条第2項に規定する事項その他必要な事項を記載する。